

事務連絡
令和2年6月12日

各都道府県一般廃棄物担当部（局） 御中

環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課

廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策に係る特例について（事務連絡）

廃棄物行政の推進につきましては、かねてから御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）にもあるとおり、廃棄物処理は、国民生活を維持し経済を支える必要不可欠な社会インフラであり、新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められます。しかしながら、現在、廃棄物処理施設の点検や補修、維持管理の際に必要な防護服が不足している状態が続いております。

このような状況も踏まえ、今般、厚生労働省から「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策に係る特例について」（令和2年6月12日）が発出されましたので、別添のとおり、お知らせします。

つきましては、貴管内の市町村に周知いただくとともに、市町村に対し、当該市町村管内で焼却施設を有する一般廃棄物処分業者にも周知するよう依頼願います。

なお、今回、特例としてJIS T 8115 タイプ5の化学防護服の代用として使用できるのは、EN ISO 13982-1 Type5で、JIS T 8124-2に定める微粒子エアロゾルに対する全身化学防護服内部への漏れ率試験（以下、「完成品試験」という。）に合格した化学防護服であり、ダイオキシン類ばく露防止対策として使用するためには、加えて、耐水圧1000mm以上を目安とするとなります。特例の化学防護服を使用する際は、完成品試験に合格していることを販売会社等に確認するようお願いいたします。